

■はじめに

良好な景観は、景観法では国民共通の資産であることが規定されており、国民、事業者、行政が手を携え、ともに守り、創り、育てていくべきものです。

大阪府では、「大阪府景観形成基本方針」を策定し、「美しい世界都市」の実現を基本目標に掲げ、世界に誇ることのできる魅力ある都市空間と、府民誰もが愛着を感じることのできる美しい生活空間の創造に努めることとしています。

景観法とは、

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等所要の措置を講ずる我が国で初めての景観についての総合的な法律です。

景観計画とは、

景観法第8条の規定により、良好な景観形成を推進する区域において、区域の範囲、その区域内での景観形成の方針、建築行為等に対する制限に関する事項等を定めるものです。

大阪府では、大阪府景観形成基本方針に基づき、府域の景観づくりの上で重要な区域について、大阪府景観審議会や関係市町村、関係住民の方々の意見をお聴きしながら、順次、景観計画を策定しています。

建築行為等の届出制度とは、

大阪府景観計画に位置付けた景観計画区域内で、大規模建築物等の建築行為等を行う際には、景観法第16条の規定により、あらかじめ届出が必要となります。

■大阪府の景観の構造

北摂、生駒、金剛・和泉葛城の山並み・緑地軸は大阪の北・東・南の三方を取り囲み、淀川、大和川、石川の河川軸は大阪平野を流れ大阪湾に注ぎ、湾岸軸は国際交流等の複合機能を有する地域へ展開し、大都市大阪に自然とうるおいを与える環境資源であり、大阪の市街地の背景として広域景観を形成する重要な要素です。

また、大阪の都心を中心に放射状に伸びる広域幹線道路とこれらを互いに結ぶ環状道路は道路軸として都市の骨格となり、広域景観を形成する重要な要素です。

さらに、旧街道等の歴史・文化遺産等が歴史軸として大阪府の景観を特徴づけています。

大阪府では、これら大阪の景観を形成し、特徴づける軸景観を中心に景観計画区域を指定しています。

